

大阪市告示第256号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和7年3月24日（月）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年3月31日（月）	
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年3月3日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和7年3月10日（月）	
	令和7年3月17日（月）	
	令和7年3月24日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和7年3月24日（月）	午前7時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和7年3月20日（木）	午前7時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年3月1日（土）	午前9時から 午後9時30分まで

	令和 7 年 3 月 2 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 3 月 4 日（火）から 同月 8 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 3 月 9 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 3 月 11 日（火）から 同月 15 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 3 月 16 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 3 月 18 日（火）から 同月 19 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 3 月 20 日（木）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 3 月 21 日（金）から 同月 22 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年 3 月 23 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 3 月 25 日（火）から 同月 29 日（土）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
長居第 2 陸上競技場	令和 7 年 3 月 8 日（土）	午前 7 時から 午後 9 時まで
長居庭球場	令和 7 年 3 月 3 日（月）から 同月 7 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時40分まで
	令和 7 年 3 月 10 日（月）から 同月 14 日（金）まで	

令和 7 年 3 月 17 日（月）から 同月 21 日（金）まで
令和 7 年 3 月 24 日（月）から 同月 28 日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）